



三郷市地域防災計画の概要

平成27年3月

三郷市地域防災計画は、災害対策基本法及び国の防災基本計画に基づき、三郷市にかかる災害に対処するための基本的・総合的な計画として策定するものです。

市では、「第4次三郷市総合計画」におけるまちづくり方針として「安全でいつも安心して住めるまちづくり」を目指し、東日本大震災などの大規模地震被害の教訓や国・県の計画などの改正や被害想定の更新などの動向も踏まえながら、次のような防災の基本理念をもって、防災への取り組みを進めています。

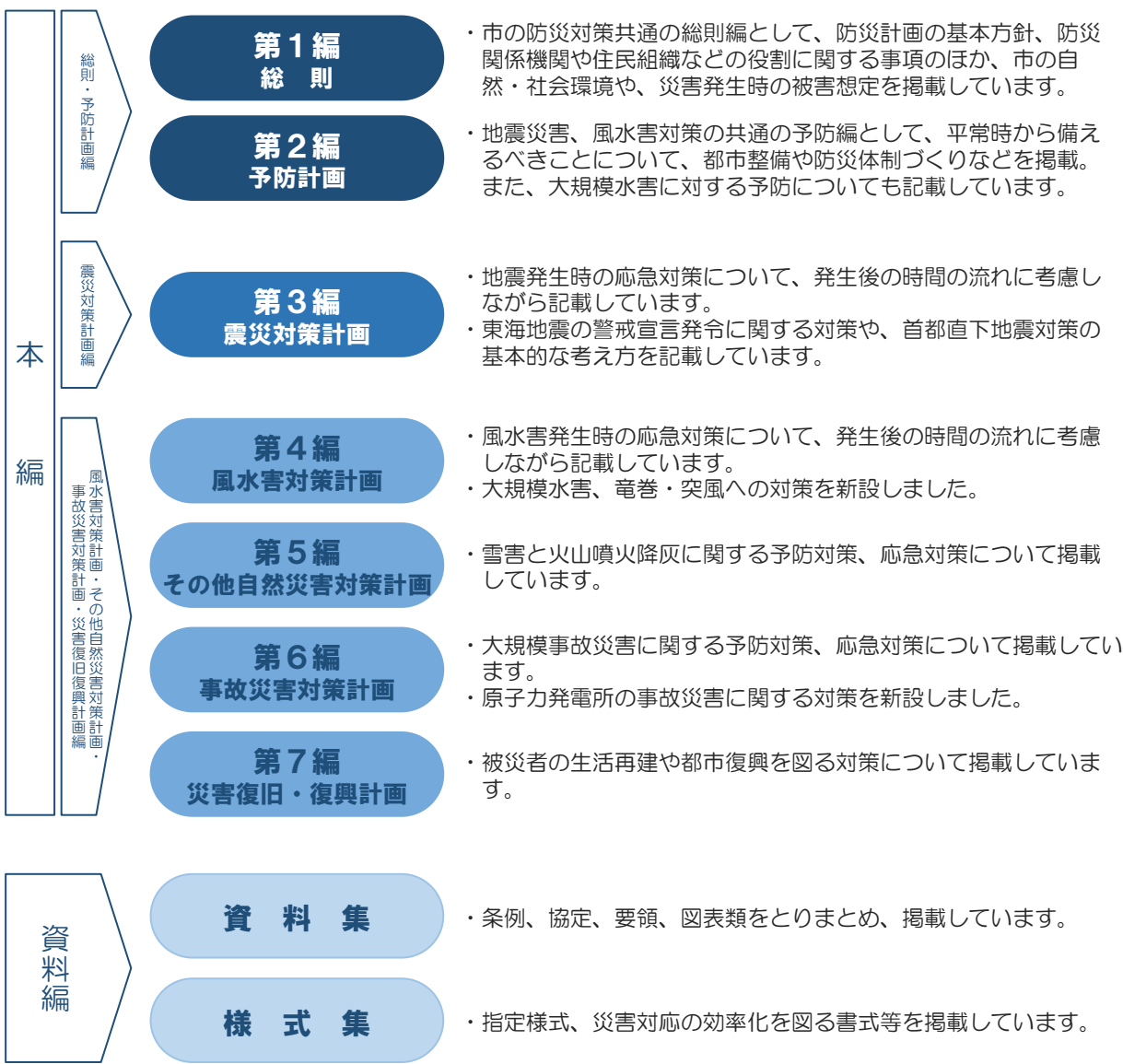
防災の基本理念

市民の生命と暮らしを守る防災都市の実現

防災の基本理念を踏まえた3施策

- 防災まちづくりの推進
- 災害時に即応できる防災体制の整備
- 行政と市民が一体となった防災体制の推進

三郷市地域防災計画の構成



地震の被害想定

平成26年3月に県がまとめた「埼玉県地震被害想定調査報告書」に基づいて、市への影響が最大となる「東京湾北部地震（M7.3）」を想定して震災対策を計画しました。

東京湾北部地震の想定と気象条件等

地震の種類	東京湾北部地震
震源域	東京湾北部
地震の規模	M7.3（震源の深さ 20km～35km）※
市の最大震度	震度6強
人口 （平成22年国勢調査）	朝（5時）人口 131,415人
	昼（12時）人口 112,541人
	夕（18時）人口 120,091人
	夜間人口 131,415人
市の建物	木造 24,212棟、非木造 5,378棟
時期及び時刻	冬の朝5時、夏の昼12時、冬の夕18時
風速	8m/秒

※ 震源の深さは、県地震被害想定調査報告書P4-8図4.2-4東京湾北部地震断層深さ分布図の色分けより推定して記載しています。

地震による市の被害

風速	8m/秒			
	冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕18時	
人的被害				
死者	42人	22人	29人	
負傷者	402人	209人	256人	
うち重傷者	45人	24人	29人	
要救助者数	231人	119人	158人	
建物被害 （揺れ・液状化）	全壊棟数（全壊率）	1,189棟 （4.02%）		
	半壊棟数（半壊率）	3,331棟 （11.26%）		
火災被害	出火件数（件）	0.7件	1.4件	3.9件
	消火率	0.75%		
	焼失棟数	12件	24件	76件
	焼失率	0.03%	0.07%	0.21%
液状化 （シロウシロ現象）	やや高い	22.40%		
	高い	71.10%		

風速	8m/秒			
	冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕18時	
電気 （停電率）	直後、火災なし	58.15%		
	1日後	8.87%	8.90%	9.03%
通信	不通回線数	152回線	160回線	193回線
	携帯電話不通率	0.30%	0.30%	0.40%
ガス	供給停止率	100.00%		
	全県復旧日	55日		
上水道	断水率（1日後）	13.80%		
	上水道復旧日数	30日		
下水道	被害率	36.10%		
	全県復旧日数	30日		
1日後の避難者数（人）	7,260人	7,313人	7,541人	
帰宅困難者数（平日）	16,751人			
エレベータ停止率（直後）	17.80%			

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがあります。

水害の被害想定

市においてこれまでに起こった風水害に関する被害を整理し、国土交通省及び埼玉県が公表した市に影響を及ぼす河川に関する浸水想定区域図を基に、市に起こり得る最大規模の風水害を想定して風水害対策を計画しました。

大規模水害の浸水想定

三郷市では、利根川、荒川、江戸川、中川のいずれかがはん濫した場合、大規模水害が発生することが懸念されています。

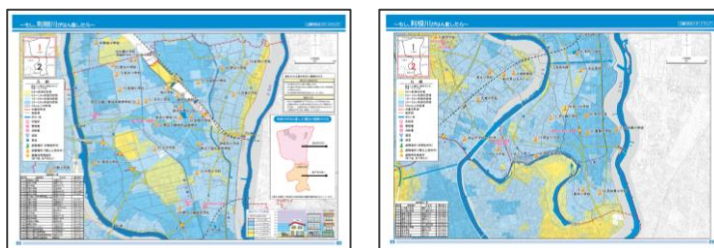
利根川 がはん濫した場合の浸水想定	<ul style="list-style-type: none">・ 氾濫水は北から南へ移動する・ 利根川の堤防決壊から約16時間後に氾濫水が市に到達する・ 市域の約9割が浸水する
荒川 がはん濫した場合の浸水想定	<ul style="list-style-type: none">・ 氾濫水は北から南へ移動する・ 荒川堤防決壊から約62時間後に氾濫水が市に到達する・ 市域の約9割が浸水する
江戸川 がはん濫した場合の浸水想定	<ul style="list-style-type: none">・ 江戸川は市に隣接しているため、堤防が決壊した場合、河川沿いの地域は瞬時に浸水する
中川 がはん濫した場合の浸水想定	<ul style="list-style-type: none">・ 中川の東側の地域は約2時間で浸水する・ 市の約8割以上が浸水する

浸水想定区域図

利根川、荒川、江戸川、中川の浸水想定区域図は、市の洪水ハザードマップに示されています。

洪水ハザードマップは、下記のURL（市のホームページ）をご覧ください。

<http://www.city.misato.lg.jp/kouzui/hzm/index.html>



三郷市洪水ハザードマップ（地域版）
（平成25年3月作成）
～もし、利根川がはん濫したら～

大規模水害の特徴

大規模水害には、次のような特徴があります。

浸水地域が広く浸水深が深い

市全域が浸水するなど、広大な範囲が浸水地域となります。また、浸水深が2階以上に達する場合があります。

地下空間の浸水

地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水により機能麻痺などの被害が発生します。

電力等のライフラインが途絶

供給施設や住宅等での浸水や、電力供給停止により、ライフラインは使用不可能です。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在します。

孤立期間が長期化することで生活環境が悪化

孤立期間が長期化すると、ライフラインが使用できないため、生活環境の維持が極めて困難となります。

氾濫流の到達時間は地域によって異なる

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短い。

個別災害における主な対策

地震対策

- **活動体制の確立**
通信手段確保、民間・県・自衛隊等への協力量請、災害救助法適用など
- **応急対策:発災初期**
情報収集・伝達・共有、通報・問合せ対応、消防活動、救助・救急、医療救護、緊急輸送手段の確保、二次災害の防止、避難活動、給水、食料・生活必需品の供給、要配慮者の安全確保、遺体の取扱い、ライフラインの応急対策、帰宅困難者支援など
- **応急対策:救援期**
避難所運営、防疫・保健衛生、廃棄物対策、住宅の修理、応急仮設住宅の建設、文教・保育対策、商・農業対策、義援金・物資の受付、配分など

風水害対策

- **活動体制の確立**
通信手段確保、民間・県・自衛隊等への協力量請、災害救助法適用など
- **応急対策:警戒期**
情報収集・伝達、火災警報の発令・伝達、水防活動、避難活動など
- **応急対策:発災初期**
情報収集・伝達・共有、通報・問い合わせ対応、消防活動、救助・救急、現場要務、二次災害の防止、避難所の開設、給水、食料・生活必需品の供給、要配慮者の安全確保、遺体の取扱い、ライフラインの応急対策、帰宅困難者支援など
- **応急対策:救援期**
避難所運営、防疫・保健衛生、廃棄物対策、住宅の修理、応急仮設住宅の建設等、文教・保育対策、商・農業対策、義援金・物資の受付、配分など

竜巻・突風対策

- **予防対策**
竜巻の発生・対処方法・竜巻注意情報等気象情報の普及、竜巻等突風対処体制の確立など
- **応急対策**
体制確立、情報収集・伝達、災害廃棄物処理、住民支援など
- **復旧対応**
被害認定、被災者支援など

雪害対策

- **予防対策**
孤立集落発生への備え・雪害への備えの啓発、ライフライン施設の雪害予防、建築物の耐雪性の強化など
- **応急対策**
体制確立、積雪に伴う危険防止・安全確保対策、交通の確保、ライフライン機能の確保、農業復旧支援など

火山噴火降灰対策

- **予防対策**
火山噴火に関する知識の普及、降灰被害に係る予防対策の検討、食料・水・生活必需品の備蓄など
- **応急・復旧対策**
応急活動体制の確立、健康相談、農業者への支援、火山灰の除去・回収及び処理、甚大な被害を受けた他市町村の除灰処理支援など

事故災害対策

- **危険物等事故災害対策**
危険物災害、高圧ガス災害、毒物・劇物災害対策
- **道路災害対策**
- **鉄道事故対策**
- **放射性物質及び原子力発電所事故災害対策**
核燃料物質等輸送事故災害、放射性物質取除事業所の事故、原子力発電所事故災害に係る応急対策

災害復旧・復興対策

- **公共施設の復旧・復興計画**
方針決定、計画作成、実施体制整備、復興対策本部設置など
- **被災者の生活再建支援**
り災証明書の発行、被災者台帳の作成、生活相談、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、住宅の再建、職業の斡旋など
- **地域経済の復旧支援**
農業関係融資、中小企業関係融資など
- **激甚災害の指定**
激甚災害指定の手続き、特別財政援助額の交付手続きなど

災害への備え

避難体制の整備

- 避難場所への移動時間の考慮や多様な情報伝達方法の整備等、時期を逸さない迅速な避難勧告・指示のための体制を整備しています。
- 市民の方の避難行動の認識向上を図るため、災害・避難カード等の仕組みを導入します。
- 震災時または水害時の避難場所や震災時の指定避難場所を指定し、避難拠点の整備を進めています。
- 「避難所開設・運営マニュアル」を作成しました。また、マニュアルに基づく訓練等を通じて、避難所運営体制の強化を図ります。

避難拠点の区分

区分	内容
避難場所	災害時に安全を確保する避難に優先的に使用するために市が指定した施設。
広域避難場所	災害時に安全を確保する避難に優先的に使用するために市が指定した空地。
避難所	災害時に避難者を収容することを目的に開設された施設。市では、避難場所に指定してある施設で主に開設する。
一時避難場所	災害時に一時安全を確保するため、自主防災組織、町会、事業所等で、取り決めた公園、広場等。
一時待避場所	被害のおそれがある場合の住民の自主避難のために開放する公共施設等。
緊急避難場所	災害の種類ごとに、身を守る避難先として、危険が及ばない場所や施設。

市民・自主防災組織の備え

- 避難場所・避難路の確認
- 連絡方法の確認

建物の耐震化・家具の固定

- 学校、公民館などの地区防災活動拠点施設等の公共建築物の耐震化を進めています。
- 市民の方が耐震診断・耐震改修を行った場合、その費用の一部を助成しています。



市民の備え

- 家屋の耐震化
- 家具の転倒防止対策
- ブロック塀等の改修

事業者の備え

- 建築物の耐震化
- 看板・外装材等の落下防止対策
- 施設・設備の安全管理

食料・飲料水の備蓄

- 避難者用・災害従事者用の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しています。
- 災害時の物資調達のため、事業者と調達協定を締結しています。

市民の備え

- 1人最低3日分の食料・飲料水・生活必需品の備蓄（推奨7日分）

防災訓練の充実

- 防災関係機関と協力して訓練を行い、災害時の協力連携体制を強化しています。
- 事業所・自主防災組織が行う初期消火や避難等の訓練への指導助言をしています。

市民の備え

- 訓練への積極的な参加

自主防災組織・事業者の備え

- 初期消火等の訓練の実施

自主防災組織の育成・強化

- 自主防災訓練指導者養成講座等を通じ、自主防災組織のリーダーとなる人材や女性リーダーの発掘と育成を行います。
- 訓練の実施や防災資機材の備蓄等にかかる費用に対し補助金を交付しています。
- 「自主防災計画」を「地区防災計画」と位置づけ、計画の作成・運用を推進します。

要配慮者の安全確保

- 災害時の円滑な避難支援のため「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援の関係者に名簿を事前提供します。
- 避難行動要支援者ごとに避難支援方法・避難支援者等をまとめた「個別支援プラン」を作成します。
- 名簿等を活用した訓練を実施します。

災害時の対応

住民・自主防災組織・事業所の役割

自助

共助

市民の役割

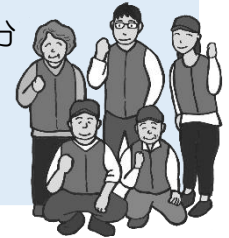
1. 正確な情報の把握及び伝達
2. 出火防止措置及び初期消火の実施
3. 適切な避難の実施
4. 組織的な応急復旧活動への参加と協力

事業者の役割

1. 正確な情報の把握及び伝達
2. 出火防止措置、初期消火の実施
3. 従業員、利用者等の避難誘導
4. 応急救助・救護
5. 発災直後の従業員の一時滞在（帰宅抑制）支援
6. 残留する従業員の帰宅支援
7. ボランティア活動への支援

自主防災組織の役割

1. 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
2. 火災の初期消火と市災害対策本部及び関係機関への連絡
3. 人員の確認、地域住民の避難誘導
4. 要配慮者の保護、安全確保
5. 負傷者の救護、医療機関との連携
6. 避難場所開設への協力
7. 避難場所運営への積極的な協力
8. 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
9. 救援物資の受入、配分
10. 食料、飲料水の調達、配分
11. 防災資機材の活用



市の体制

公助

- 災害対策本部全体の運営を適切かつ効率的に推進するための事務実行機関として「本部事務室」を開設することとして本部体制を強化しています。
- 大規模水害を想定し、迅速かつ柔軟な応急対策活動が実施できる活動体制に整備しました。

地震時の体制

風水害時の体制

活動体制		配備基準	活動内容
警戒体制	災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって警戒にあたる体制	○原則として市内で「震度4」を観測したとき ○その他、市長が必要と認めたととき	・地震の発生に伴う被害の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制 ・又は発生した被害に関する災害状況の調査、緊急体制の実施に備えて活動する体制
		○原則として市内で「震度5弱」を観測したとき ○「東海地震注意情報」が発表されたとき ○その他、市長が必要と認めたととき	・地震による被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員により非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制	災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制	○原則として市内で「震度5強以上」を観測したとき ○「警戒宣言」の発令及び「東海地震予知情報」の発表がなされたとき ○その他、市長が必要と認めたととき	・激甚な地震被害が発生した場合など、市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてをあげて救助その他の応急対策を推進する体制（通常業務を中止若しくは縮小して災害対応にあたる体制）

活動体制	配備基準	動員体制
警戒体制第1	気象警報が発令され、災害発生が予測される場合	情報収集、予防対策に必要な職員
警戒体制第2	内水氾濫により浸水被害等が発生又は発生が予測される場合	情報収集、応急対策、被害調査に必要な職員
非常体制	外水氾濫のおそれがある場合等が発生又は大規模な風水害が発生した場合	全職員

※震度は、気象庁発表のものによる。

市民への情報伝達(広報)

- 避難情報や災害情報等は、下記の様々な手段で市民に伝達します。



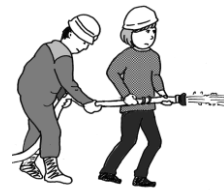
情報伝達手段

- 市防災行政無線(固定系)
- 広報車
- 緊急速報メール
- 三郷市公式サイト
- SNS(Twitter、Facebook等)の活用
- 地デジデータ放送の活用



消防活動、救助・救急、医療救護

- 消防本部及び消防団は連携して、消火活動、救出、救助・救急を行います。
- 水害の発生が予想される場合は、水防活動を行います。
- 救護所に医療救護チームを派遣し、軽傷患者への診察等を行います。
- 負傷者が多数発生した場合、県の救護班または災害派遣医療チーム(DMAT)に協力を要請します。



帰宅困難者への支援

- 一斉帰宅を抑制するため、「むやみに帰宅を開始しない」よう依頼・周知します。
- 駅や大型集客施設等と連携し、利用者等に対して円滑に情報が伝達されるよう努めます。
- 帰宅困難者が一時的滞在するための一時滞在施設を開設し、水・食料等を提供します。開設にあたっては女性に配慮します。
- 帰宅活動の支援として、代替輸送情報の伝達、帰宅支援ステーションの周知を行います。

災害時帰宅支援ステーション

- 一部コンビニエンスストア等やガソリンスタンドと協定を結んでおり、これらのステッカーが貼ってある店舗では、トイレ、水道水を利用できるほか、道路交通情報などが入手できます



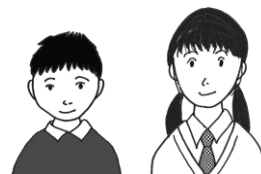
要配慮者への支援

- 要配慮者の特性に応じた伝達手段を活用し、確実に情報を周知するよう努めます。
- 避難行動要支援者の迅速で確実な避難のため、避難支援等関係者への情報伝達を速やかに行い、避難誘導を支援します。
- 「避難行動要支援者名簿」や「個別支援プラン」を活用し、避難行動要支援者の避難支援や安否確認を行います。
- 福祉避難所を開設し、特別な配慮を必要とする要配慮者を保護します。
- 外国語による広報や相談窓口の開設により、外国人の安全確保を行います。



応急教育

- 災害発生直後、学校や児童クラブの児童・生徒の安全を確保し、安全な避難場所まで避難させます。
- 地震発生後は、速やかに教育活動が再開できるよう施設の応急復旧等を行います。
- 応急教育の再開が決定次第、保護者及び児童・生徒等に速やかに周知します。
- 教科書・学用品を喪失・き損し、就学上支障のある小・中学生に対し、被害の実状に応じて教科書(教材を含む)文房具、通学用品を支給します。



避難活動

- 災害が発生するおそれがある場合、または災害の拡大防止のために特に必要がある場合は、避難の勧告・指示を行います。避難情報の意味と、住民に求める行動は次の通りです。

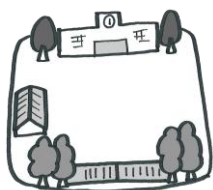
避難情報と住民に求める行動

避難情報	意味	住民に求める行動
避難準備情報 (要配慮者避難情報)	○災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難勧告等の一つとして、避難勧告より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるもの	(水害の場合) ○気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ○立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ○要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	○その地域の居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧める、又は屋内での安全な場所での退避を促すもの	○立ち退き避難する。
避難指示	○勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせる、又は屋内での安全な場所での退避させるためのもの ○ただし、指示に従わなかった者に対する直接強制権はない。	○直ちに立ち退き避難する。 (浸水等の場合) ○立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。

- 自治会・自主防災組織等の協力のもと、避難誘導を行います。できるだけ自治会単位の集団避難とし、携帯品は立ち退き避難に支障のない最小限度としてください。

避難所の開設

- 避難所の開設基準を満たした場合、避難所の開設担当者は学校等の避難施設に参集し、避難所を開設します。



- 避難所の開設担当者の参集が遅れた場合は、避難所運営委員会等の地域住民組織が開設を判断し開設を行います。

開設基準

- 地震の場合：震度5強以上 など
- 風水害の場合：洪水等の被害が発生し、又は災害が迫っていて避難場所にとどまる必要が続く場合 など

避難所の運営

- 避難所の運営は、地域住民が組織する避難運営委員会と市職員が協力して行います。
- 避難生活の長期化に備え、次の対策を実施します。
 - ごみ、食品、感染症等の予防などの衛生管理
 - プライバシー保護対策
 - パトロールなどの防火・防犯対策
 - 要配慮者のための相談体制の整備
 - 要配慮者・男女のニーズの違いへの配慮
 - 避難者と共に避難した動物の取扱い
 - 在宅被災者への支援

避難拠点の役割

区分	内容
安全	○生命・身体の安全の確保 ○避難所内の安全確保
生活	○食料・水・生活物資等の提供 ○生活場所の提供
健康	○心と体の健康の維持 ○衛生的な避難所環境の維持
つながり	○住民同士のつながりの維持・形成 ○情報発信・収集・交換

お問い合わせ

三郷市 環境安全部 危機管理防災課

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648番地1

TEL：048-952-1294（直通）